

「食品安全委員 in 高知 地域の指導者を対象としたワークショップ
～残留農薬と食品の安全性～」

【参加者の皆様からのご意見・ご質問とその回答】

日時：平成 26 年 10 月 29 日 10：00～16：30

場所：総合あんしんセンター 3F 大会議室

主催：食品安全委員会・高知県・高知市

参加者：29 名

▼ 参加者

□ 高知市

○ 食品安全委員会

▼ 2 班の発表において、学校で農薬の問題をどう扱うかという話の補足をさせていただきたい。学校では、食農体験教育でお米や野菜を生産者とともに栽培しており、その中で虫が大発生するといった経験を通して無農薬栽培の難しさを体験してもらっている。生産者からは子どもたちに地域によっては、農薬を使用していることがあること、使用する量についても収穫時には残らないように配慮しているといった説明をしてもらっている。農薬を悪者扱いのように説明するのは、学校としてはしてほしくないし、当然、今回の学習もそのような内容だったので、今日学んだことをまた学校で伝えていきたい。

▼ 国や行政によって、食の安全性が守られているということは理解できた。ただ悪意による農薬混入については、対策が難しいと思うけれども、病院では、中国の青菜等の冷凍食品をどうしても使わないといけな時期があるので、具体的な対策についてもう一度確認したい。

○ 農薬のことで輸入品のことは別問題だと考えるが、悪意のある混入については、工場の管理体制や職員の監視体制を強化していると聞いている。輸入品への対策としては検査しかないが、費用もかかるので、全部はできない。ただ一度違反があると検査の対象を増やして、厳しく対応することになっているので、統計学的には、ある程度検査できているのではないかと。悪意のある混入を見つけるのは難しいが、確率的にはある程度担保されていると考えていただきたい。

○ フードテロの把握として内部通報がある。日本は仲間意識が強いので、匿名通報を受け入れる体制を国では設けている。ただこの通報を受けてどこまで対応していくかという問題はある。これは保健所でも同様の問題を抱えていると思う。

□ フードテロの可能性は、交通事故に遭遇する確率ぐらいかなり低いと思っている。従事者が故意に食品に農薬等を混入させる事例は、0 にはならないのが現状である。

○ 中国産の食材が不安であるという話があったが、輸入食品の食品衛生法違反は、中国産は 0.2%、アメリカ産は 0.8%である。中国産は輸入数量がとても多いので、違反数は多いイメージがあるが、実はアメリカの 4 分の 1 ぐらいである。また、国内で発生した食中毒の原因食品でみても、輸入品は 20%であるのに対し、国産品は 80%である。中国産に対する安心材料に少しでもなればと思い紹介した。

▼ 国内の食料自給率が 50%を切り、輸入に頼らなければならない中で、わが国は TPP の問題を抱えている。残留農薬の検査についても、グローバリゼーションの名の下にアメリカの基準値を日本に押し付けてくるのではないか。食品安全委員会では、この交渉に関してどのような働きかけをしているか確認したい。

○ TPP は関税のことであるので、関税が削減されて日本に輸入される際にさまざまな要求がされていると思われると思うが、現在のところ、具体的な農薬等についての規制を緩和してほしいといった要求はない。食品安全委員会で ADI を設定しているが、日本で使われていない海外の農産物に使われている農薬についても資料提出してもらって ADI を設定している。インポートトレランスという形で、日本の基準を満たしていないといけないうことになるので、アメリカが強く要求するからといって、特別に配慮するといった対応はない。

○ 4 班のクイズでスーパーや日曜市の野菜は大丈夫かという発表があり、大丈夫という答えになっていた。確かに大規模な生産者が使用する農薬を日曜市や良心市に出店している個人の生産者が使えば、コストが高く、ロスも多くなるので、実際にはあまり使っていないだろうと推測できる。ただ使用している場合に、農薬の量を必ず守って使っているかという疑問がある。農薬は収穫前日数が重要になるので、説明書等を確認せずに、使用している可能性は否定できないが、それでも量についてそこまで気にする必要はないと思う。

○ 農薬の適正使用に関する調査では、平成 24 年度 4618 件中 18 件 (0.39%) の違反があった。この調査は平成 15 年度から実施しているが、そのころは 2 % くらいあったので、減少してきている。ただし、誤った使い方をしている人は確かにいるので、そういう人々たちによる違反はまだ存在している。この違反率をゼロにするために国も生産現場でも農薬適正使用の指導を行っている。

○ 3 班で、農薬を使用する生産者のモラルを問う発表があったが、大多数は遵守されている。過去に何件か残留農薬基準を超えてしまった事例があったが、PR しながら、販売者らが回収していくことになるので、かなり費用も手間もかかってしまう。このことは農家の多くは知っていることで、生産者たちは農協の講習会等で学習している。また、農薬の使用基準が変更されているのに、その情報が伝達されず、使用された事例もある。ただ変更前に購入した農薬は、法律上は使用禁止の措置が出ていなければ使用期限内で使う分には問題ないが、時期的には不適正に相当することになる。多くの農家は、農薬

ラベルの使用方法を守っている方が多いというのが現状である。

○ 3班の質問で、マーケットバスケット調査（外国産は対象なのか）についての話があったが、これは市場で食材を買って料理して検査をしているものなので、海外のものも含まれている。

○ 3班の疑問で、食品の部位によって検査数値の差は出るのかという質問があったが、野菜だと里芋など使用の仕方が異なるものについては、部位ごとに分けてみることもあるが、多くは可食部と一緒に検査するので、部位毎の状況は分からない。

○ 部位によっての差については、農薬の植物体内運命試験というのがあり、植物に取り込まれた後、農薬がどこに多く含まれるのか、どのくらいでなくなるのか、どこに残りやすいのか、根・葉・実・皮等細かくデータを出してもらっている。もし果肉に残りやすいという結果が出れば、果樹には厳しい基準になるといった具合である。また、いろいろな部位で食べられるものについては、可食部でも作物残留試験をしていて、別々の数値を出すようになっており、それらも参照して審査を行っている。

フードテロについては、100%は防げないし、間違いも必ず起こるという話があったが、安全基準のADIを含めて「一生食べ続けても」というのがポイントだと思う。人間は常に摂食と排泄を繰り返しており、農薬がたくさん含まれているような食品を毎日同じ量食べ続けることも、食べたものがいつまでも体の中に残ることもない。その意味では、「いろんなものを食べる」ことも健康被害を防ぐ対策として有用ではないか。

▼ 今日のニュースで、新しい酸化しにくいりんご等が売れているという報道があったが、こういうものにどのように関わっているか。また、内部告発について、告発した人をどう守っているのかについて知りたい。

○ 食品安全委員会は、食品の安全について評価する機関で、厚労省や農水省からこういう使い方をしたときに健康影響があるか依頼があった場合に評価する部署である。新たな品種は、遺伝子組み換え食品の場合、食品安全委員会の検査の対象になって、市場に出る前に確認をしているが、新たな品種の多くは食べられるものから食べられるものを作っており、生産過程において有害なものがでるとは考えにくいので、安全性について検査をすることはない。また、農薬については、従来の食品の基準が適用されるので、問題ない。

○ また、間引いた野菜を販売する場合に、農薬を使用してからの、収穫までの日数の設定を間違えると、先に間引いた野菜が基準値を超えることがあるので、間引いたものを売りたい場合は、収穫前日数を考慮して農薬を使用しないといけない。

□ 内部告発者に対する保護については、匿名の場合は、告発者に相談の上、告発者が特定されないように立ち入りするよう対応しているが、事業者氏名等が特定されてしま

うこともある。告発する理由は、さまざまであるが、必ず現地において確認している。

保健所の食品の回収についての補足で、ほとんどの回収は自主回収である。事業者が実施した検査で違反していることが判明して回収を行うものであるため、行政処分ではない。一方、保健所の検査で違反していることが判明した場合は、回収命令になる。

農薬の検査についての補足で、高知市内に検査機関があり、農薬の検査をしている。ここでの検査はある食品に対して使用されている可能性のある農薬について実施している。一方、保健所の場合は、すべての項目の検査を実施している。同じ検査といえども、質や方向性には違いがある。

- 動物実験の結果を人間に置き換えて大丈夫だろうかという質問に関して、動物体内運命試験というものを初めにしている。これは、体の中のどこに濃く出るか、どのくらいでなくなるか、といったものを動物で確認するものである。例えば、実験で一番よく使う動物はラットには胆嚢がないので、腸肝循環に係る薬剤については、マウスを使って試験をすとか、物質の特徴によって必要な追加試験をしなければならない。これによって薬物動態の動物の種差や作用機序の差が分かるので、これらを考え合わせてとってある安全係数が種差の10倍というマージンをとっている。分からないものについては、これを採用するが、分かるものについては、犬やサルを用いた試験をして確認することもある。その上で人間に適用して大丈夫かということで種差としてそこから1ケタおとすよう安全係数を設定している。これはWHO、FAOにおいても同じような考え方で、40年程採用されており、この基準で事故が起きた薬剤は今のところない。もちろん新しい知見もどんどん出ている。その妥当性も確認しながら、再度見直すということも常々行っているので、何か大変なことが起きてしまってから判明するということもないと考える。